独立行政法人国民生活センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

- 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

理事長には内閣府独立行政法人評価委員会の実施する業務の評価結果を勘案し、AA 評価からD評価までの5段階の支給基準により業績給が支給される。理事には理事長が 当該理事の業務に関する貢献度を総合的に勘案して決定した支給基準により業績給が支 給される。

(参考) 理事長の業績給=俸給の月額×200/100×支給基準 (AA:150/100、A:125/100、B:100/100、C:75/100、D:0/100)

② 役員報酬基準の改定内容

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年	間報酬等の	総額			就任・退	任の状況	前職
12名		報酬 (給与)	賞与	その他	(内容)	就任	退任	月リ4敗
	千円	千円	千円	千円				
理事長	14, 323	12, 404	1, 919			4月1日		*
	千円	千円	千円	千円				
A理事	14, 046	10, 262	2, 443	207	(通勤手当)			*
	7111	4 m	7.11	1, 134	(業績給)			
B理事	千円	千円	千円 1 500	千円	ハスポイルハ	C 1		
D垤尹	10, 248	8, 552	1, 588	108	(通勤手当)	6月1日		
	千円	千円	千円	千円				
C理事	5, 587	5, 131	366	90	(通勤手当)	10月1日		*
	千円	千円	千円	千円				
D理事	5, 288	1,840	1, 314	34 2, 100	(通勤手当) (業績給)		5月31日	
	千円	千円	千円	千円	0.14.2 1.11.7			
E理事	9, 151	5, 519	1, 314	218 2, 100	(通勤手当) (業績給)		9月30日	*
A監事	千円	千円	千円	千円				.
(非常 勤)	5, 544	5, 544	0	0				*
B監事	千円	千円	千円	千円				\• <u>/</u>
(非常 勤)	1, 464	1, 464	0	0				*

注1:業績給とは、内閣府独立行政法人評価委員会の評価の区分等に基づき、5段階の支給基準により支給されているものである。

注2: 平成18年度中に退任した役員に対し平成19年度に支給された業績給については、計上していない。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘	要	前職
理事長	千円 5,806	3	月 6	平成19年3月31日	1.0	内閣府独立 価委員会の よる当該役 案率は1.0で	評価結果に 員の業績勘	*
理事A	5,010	年 3	月	平成19年5月31日	1.0	内閣府独立 価委員会の よる当該役 案率は1.0で	評価結果に 員の業績勘	
理事B	千円 5, 430	年 4	月	平成19年9月30日	1.0	内閣府独立 価委員会の よる当該役 案率は1.0で	評価結果に 員の業績勘	*
監事 (非常 勤)	千円	年				該当者	首なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。 退職公務員「*」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 人件費管理の基本方針

中期目標に従い、平成19年度末までに一般管理費(退職手当を除く。)について、 特殊法人時の最終年度(平成14年度)に対し、13%削減する。

また、行政改革の重要方針(H17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院勧告の趣旨を最大限反映させている(但し、本年度は特別手当の改定を除いて実施しなかった。)。

今後も国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 業績評価制度(職員毎に業務目標を設定し、達成度に応じて評価)を全職員に適用 し、業績手当及び特別手当の額に反映させるほか、管理職員に対して勤務評定を実施 し、昇給時の号俸数に反映させる。

注:業績手当とは、業績評価制度における目標の達成度に応じて俸給及び職務(管理職)手当の月額に7/100~3/100の割合を乗じて得た額を支給するものである。 また、業績手当の支給割合は特別手当等の計算基礎額にも反映することとしてい

る。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

に一つのの人間へ入外でする相子で行行							
	給与種目	制度の内容					
	賞与:勤勉手当 (査定分)						
	俸給	1ヵ年良好な成績で勤務した者を昇給させる 管理職員は国家公務員に準じた勤務評定制度に基づき昇給号俸を決 定する					
	業績手当	業績評価制度により支給額を変動させる					

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

1 管理職員及び補佐職員に対する職務手当の額を定率制から定額制に改め、総支給額の引下げを行った(経過措置を国家公務員よりも短縮。H19.6.1改正。)。

2 年末特別手当の支給率を0.05月引き上げた(但し、一般職員に対する支給率を年間0.095月引き下げたため、一般職員については実質△0.045月の引下げとなった。)。

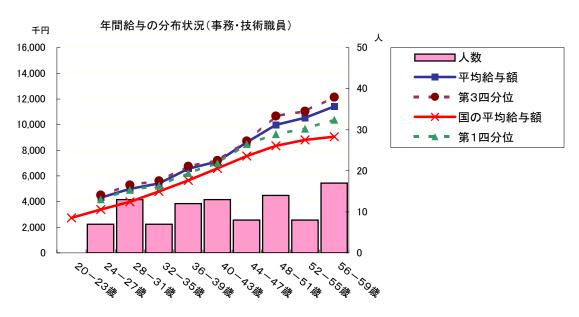
2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

				平成19年度の年間給与額(平均)				
区分		人員 平均年的		総額	うち所定内っち通勤手当		うち賞与	
25 th min D		人	歳	千円	千円	千円	千円	
	常勤職員		43.3	8, 168	5, 865	171	2, 303	
		人	歳	千円	千円	千円	千円	
	事務・技術	99	43.3	8, 168	5, 865	171	2, 303	

注1:常勤職員の区分中、研究職種、医療職種及び教育職種の職種は、該当者がいないので省略した。 注2:在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の区分は、該当者がいないので省略した。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグルー プ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部課長	15	53.0	10, 523	10, 954	11, 666
本部課長補佐	26	51.2	8, 722	9, 272	9, 864
本部係長	23	39. 2	6,612	6, 801	7, 063
本部主任	18	31. 4	5, 018	5, 231	5, 307
本部係員	9	27. 3	4, 176	4, 320	4, 389

注:表中「本部係長」とは、主査の職員をいい、「本部主任」とは、主事の職員をいう。

③職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	<u> </u>	1級	2級A	2級B	3級	4級	5級
標準的 な職位		部長	課長	課長補佐	主査	主事	係員
人員	99	人 9 (9. 1%)	人 15 (15. 2%)	人 25 (25. 3%)	人 23 (23. 2%)	18 (18. 2%)	9 (9. 1%)
年齢 (最 高~最 低)		歳 58 ~ 51	歳 59 ~ 46	歳 59 ~ 42	歳 43 ~ 36	歳 33 28	歳 28 ~ 25
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 8,711 ~ 7,688	手用 8,468 ~ 6,078	千円 7, 434 (5, 119	千円 5, 345 〈 4, 324	千円 4,132 〈 3,498	千円 3, 460
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 12, 546 ~ 11, 092	千円 11,881 ~ 8,486	千円 10, 380 7, 205	千円 7, 505 ~ 6, 086	千円 5, 698 〈 4, 922	千円 4,677 ~ 4,043

④賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
	一律才	 支給分(期末相当)	85. 0	%	85. 0	85. 0	%
管理 職員	査定支 (平均	で給分(勤勉相当) 肉)	15. 0	%	15. 0	15. 0	%
	ľ	最高~最低	15. 0~15.	% 0	15. 0~15. 0		% 0
	一律才		85. 0	%	85. 0	85. 0	%
一般 職員	査定支 (平均	え給分(勤勉相当) 対)	15. 0	%	15. 0	15. 0	%
		最高~最低	15. 0~15.	%	% 15. 0~15. 0		% 0

⑤職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

119.2

対他法人(事務・技術職員)

111. 2

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においてすべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100 として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出 ○事務·技術職員

○事務・技術職員 項目			
	社国党小教员	1.44H	110.0
	対国家公務員	Int. 1844 ct	119. 2
指数の状況	+> +x.	地域勘案	111.7
	参考	学歷勘案	113.8
	古山公館に上める公片。	地域・学歴勘案 報酬等支給総額の割合 (平成19年度)	107. 0
給与水準に係る		年度比較指標対象者に占める割合	31. 4% 24. 2%
総点検の視点	大卒以上の職員の割合(90. 9%
WENNING AND DENK	評価委員会による法人の	·	A評価
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	当センタを 専の職として をののとは90人が国家公務 もので、90.9%。 は90人が国家公務員との とは90人が国家公務員との がは下で をののが国家公務員との がは下で では施色の がは10年の がいるのは がいるのが は、111.7学歴と をでは、 は、111.7学歴と をでいるのが は、111.7学歴と をでいるのが は、111.7学歴と をでいるのが は、111.7学歴と をでいるのが は、111.7学歴と をでいるのが は、111.7学歴と をでいるのが は、111.7学歴と をでいるのは は、111.7学歴と をでいるの は、111.7学歴と は、111.7とな は、111.7とな は、111	一個 (干版16年度) 、調査、商品テスト等の業務を行っている。 のには、高度で専門的な知識員を採用したで以上の学歴を有する職員を採用したで大卒以上の割合が高く(大卒以上の13.8となる。これまで優秀な人材をある。これまで優秀な人材をある。これまで優秀な人材をある。これまで優秀な人材をある。これまで優秀な人材をある。これをできたところの職員を開発を開発を開発を開展している。相模原本ので行う事業にはも指務所には59人(59.6%)、相模原本ので行う事業にはも指務所には59人(59.6%)、相模原本のでおり、地域を勘案した対国家公務員指数は107.0を務所には59人(59.6%)、相模原本のでででのでは10.5%)となっており、名を教育を表別して24.2%(大きな、集計対象者99人に対して24.2%(大きな、集計対象者99人に対して24.2%(大きな、集計対象者99人に対して24.2%(大きな、集計対象者99人に対して24.2%(大きな、集計対象者99人に対して24.2%(大きな、集計対象者99人に対して24.2%(大きなの対象となっており、名を大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、	トルンド保らてボン関連に員 とい平高るてての歴す、でた係高は指 ない成めがおき職をる 相職ががめ40数 る。20る、りた員勘た 模員、認る人 。 平毎更こ、。数案
給与水準の適切性の 検証	(国からの財政支出額 成19年度予算) 【検証結果】 支出予算の総額に占め	る国からの財政支出の割合 92.9% 3,294百万円、支出予算の総額 3,546百 る国からの財政支出の割合の大きさ等に に適合した水準となるように努める。	
講ずる措置	となるように努めていく 具体的には、 ①昇給幅の抑制 ②管理職員及び補佐職員 ③管理職手当の縮減(手 ④任期付職員の活用 等の措置を講ずる。 これらの措置の実施に	·	定)

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年 度)	前年度 (平成18年 度)	比較増	₽△減	中期目標期間 15年度)から	開始時(平成 の増∆減
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A)	1, 004, 862	1, 019, 254	△ 14, 392	△ 1.4	△ 87, 934	△ 8.0
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(B)	168, 206	57, 610	110, 596	192. 0	24, 358	16. 9
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(C)	121, 364	103, 237	18, 127	17. 6	43, 951	56. 8
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(D)	143, 996	146, 137	△ 2, 141	△ 1.5	△ 8,412	\triangle 5.5
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+D)	1, 438, 428	1, 326, 238	112, 190	8.5	△ 28, 037	△ 1.9

注:「中期目標期間開始時(平成15年度)からの増△減」欄には、特殊法人国民生活センターの平成 15年4月~同年9月までの額を含む。

「非常勤役職員給与」欄には、派遣社員にかかる外部委託費を含む。したがって、「平成19年度事業年度財務諸表」の付属明細書(「役員及び職員の給与の明細」)に記載されている額とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

当年度における「給与、報酬等支給総額」が前年度と比べて△1.4%となった要因としては、扶養手当及び地域手当の改正を当年度より実施しなかったこと、一般職員に対する特別手当の支給率を削減したこと等による。

また、「最広義人件費」が+8.5%となった要因は、前年度の退職手当支給対象者が3人であったのに対し、当年度は8人の役職員に対して支給する必要があったこと、ならびに定型的な業務を非常勤職員及び派遣労働者に移行させるため、雇用者数を増やしたことによる。

②行政改革推進法(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況について

1)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

2) センターが中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの 方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成17年度を基準として、平成18年度以降5年間で5%以上の人件費削減を行うこととし、今中期目標期間中には4.8%削減(退職金、福利厚生費及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改善分は除く。)するとともに、役職員の給与に関し、俸給水準の引き下げを行うなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。

3) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1, 053, 292	1, 019, 254	1, 004, 862			
人件費削減率 (%)		△ 3.2	△ 4.6			
人件費削減率(補正 値)(%)		△ 3.2	△ 5.3			

※「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による 人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。